

## 多賀城市監査委員告示第6号

地方自治法第199条第9項の規定により報告した定期監査の結果について、多賀城市選挙管理委員会事務局から同条第14項の規定により下記のとおり措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和5年4月26日

多賀城市監査委員 佐伯 光時  
多賀城市監査委員 板橋 恵一

### 記

- 1 監査対象部署  
選挙管理委員会事務局
- 2 監査結果の報告日  
令和5年3月24日
- 3 措置を講じた旨の通知があった日  
令和5年3月30日
- 4 措置状況報告の内容  
別紙のとおり

# 指摘指導事項等に係る措置状況報告書

- 1 監査の種類 定期監査
- 2 監査実施日 令和5年3月15日
- 3 監査対象部署 選挙管理委員会事務局
- 4 措置内容

番号	区分	指摘指導事項等の内容	措置の内容	措置を講じた日
1	指導	<p>業務委託に係る随意契約について、1者のみの見積書徴取とした理由が付記されていないなかった。</p> <p>(詳細) 「第26回参議院議員通常選挙における投票所等使用物品搬入搬出業務」について、契約金額が321,500円で請書での契約をしており、見積書の徴取先が1者であったが、1者のみとする理由が付記されていないなかった。</p>	(原因) 多賀城市契約規則第18条の規定を遺漏していたことが原因。	R5.3.16
			(講じた措置の内容) 指導事項である1者のみとする理由を付記した。	
			(再発防止策) 多賀城市契約規則等の関係規定を遺漏することのないよう、組織全員が関連規程及び契約事務の手引等を共有することで再発防止を図る。	
2	指導	<p>参議院議員選挙委託金の交付申請等における起案について、予算規則に基づく財政課長の合議が行われてなかった。</p> <p>(詳細) 参議院議員選挙委託金の交付申請等における起案に財政課長の合議がなかった。</p>	(原因) 多賀城市予算規則第22条第2項に規定する予算の執行合議について遺漏していたことが原因。	R5.3.16
			(講じた措置の内容) 財政課長に経緯を説明し、事後合議を行った。	
			(再発防止策) 多賀城市予算規則等の関係規定を遺漏することのないよう、組織全員が関連規程等を共有することで再発防止を図る。	
3		(詳細)	(原因)	
			(講じた措置の内容)	
			(再発防止策)	
4		(詳細)	(原因)	
			(講じた措置の内容)	
			(再発防止策)	